

第6章 自死遺族等が直面し得る課題に対する参考情報

第6章では、自死遺族等が直面し得る、社会生活上の様々な課題に対して、参考となるような情報について説明します。窓口対応などで自死遺族等に情報を伝える際や、啓発、周知の際の参考として活用してください。なお、こちらの情報は令和6年9月末日現在のものとなります。故人の状況や、住所地によって申請先が異なる場合がありますので、詳細並びに最新の情報については、それぞれの申請先に直接お問い合わせください。

6.1 行う必要のある公的な手続リスト

期限	内容	申請先
亡くなった事実を知った日から7日以内 (国外は3か月以内)	死亡届	故人の死亡地、本籍地または 届出人の住所地の市区町村窓口
	火葬許可申請、埋葬許可申請	
亡くなった日から10日以内	厚生年金の手続 (死亡届の提出)	届出人の住所地を管轄する年金事務所 お問い合わせ 年金相談センター
亡くなった日から14日以内	国民年金の受給停止	届出人の住所地を管轄する年金事務所 お問い合わせ 年金相談センター
	国民健康保険資格喪失の手続 (資格喪失、保険証の返還)	届出人の住所地の市区町村窓口
	介護保険資格喪失届 (介護保険被保険者証、限度額 認定証、負担割合証の返還)	故人の住所地の市区町村窓口
	世帯主変更届	届出人の住所地の市区町村窓口
	在留カードの返納	住居地を管轄する 地方出入国在留管理官署
亡くなった日の翌日から 15日以内	児童手当の受給者変更	請求者の住所地の市区町村窓口
相続が開始したことを 知った日から3か月以内	相続放棄または熟慮期間の伸長	故人の住所地を管轄する家庭裁判所
相続が開始したことを 知った日の翌日から 4か月以内	所得税の準確定申告、納税	故人の住所地を管轄する税務署

期限	内容	申請先
亡くなった日の翌日から 6か月以内	未支給失業等給付の請求	ハローワーク
亡くなった事実を 知った日の翌日から 10か月以内	相続税の申告、納税	故人の住所地を管轄する税務署
診療月の翌月の初日から 2年以内	高額療養費の支給申請	国民健康保険の場合 故人の住所地の市区町村
		健康保険の場合 加入していた健康保険組合
亡くなった日の翌日から 2年以内	国民年金の死亡一時金の請求	請求者の住所地の市区町村の 国民年金担当窓口 または年金事務所 お問い合わせ 年金相談センター
	(健保) 埋葬料の請求	健康保険組合または年金事務所
葬儀を行った日の翌日から 2年以内	(国保、後期高齢) 葬祭費の請求	請求者の住所地の市区町村の 国民健康保険窓口 または後期高齢者医療担当窓口
不動産の相続を 知った日から3年以内	不動産登記の相続手続	不動産の所在地を管轄する法務局
亡くなった日の翌日から 5年以内	遺族年金の請求	国民年金の場合 請求者の住所地の市区町村の 国民年金担当窓口
		厚生年金の場合 請求者の住所地を管轄する 年金事務所 お問い合わせ 年金相談センター
受給権者の年金の支払日の 翌月の初日から5年	未支給年金の請求	年金事務所 お問い合わせ 年金相談センター
そのほか	運転免許証の返納 更新連絡書等の通知停止申請	警察署、運転免許センター または試験場
	パスポートの返納	国内 都道府県パスポートセンター 国外 日本大使館または総領事館

行う必要のある公的な手続きの流れの目安

亡くなった日から	主な公的な手続き
7日以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡届 ● 火葬許可申請、埋葬許可申請 <p>※起算日：亡くなった事実を知った日（国外は3か月以内）</p>
10日以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生年金の手続
14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民年金の受給停止 ● 国民健康保険資格喪失の手続 ● 介護保険資格喪失届 ● 世帯主変更届 ● 在留カードの返納
15日以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童手当の受給者変更 <p>※起算日：亡くなった日の翌日</p>
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 相続放棄または熟慮期間の伸長 <p>※起算日：相続が開始したことを知った日</p>
4か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税の準確定申告、納税 <p>※起算日：相続が開始したことを知った日の翌日</p>
6か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 未支給失業等給付の請求 <p>※起算日：亡くなった日の翌日</p>
10か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 相続税の申告、納税 <p>※起算日：亡くなった事実を知った日の翌日</p>
2年以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民年金の死亡一時金の請求 ● (健保) 埋葬料の請求 ● (国保、後期高齢) 葬祭費の請求 <p>※起算日：亡くなった日の翌日 ※起算日：葬儀を行った日の翌日</p>
3年以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 不動産登記の相続手続 <p>※起算日：不動産の相続を知った日</p>
5年以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺族年金の請求 <p>※起算日：亡くなった日の翌日</p>

6.2 行う必要のあるそのほかの一般的な手続リスト

内容	申請先
銀行口座の手続 (解約、払い戻しなど)	契約先の金融機関
クレジットカードの手続 (解約、料金の支払いなど)	契約先のクレジットカード会社
生命保険金の請求手続	契約先の生命保険会社
住宅ローンの手続 (団体信用生命保険、債務相続など)	契約先の金融機関
賃貸借契約の手続 (解約、名義変更、家賃の支払いなど)	契約先の不動産会社
公共料金（電気、ガス、水道）の手続 (解約、名義変更、料金の支払いなど)	契約先の会社
インターネットの手続 (解約、名義変更、料金の支払いなど)	契約先のインターネットプロバイダ
携帯・固定電話の手続 (解約、名義変更、料金の支払いなど)	契約先の電話会社